



# 月刊税理士事務所チャンネル CHANNEL

2021  
**10**  
No.482

シリーズ企画

## 改正労働施策総合推進法のポイント解説……………2

事務所訪問

中岡淳子税理士事務所……………6

第45回全国統一研修会 熊本大会開催一部変更  
(オンライン開催)のお知らせ……………9

四国会企画①

30回を迎えた「まんが甲子園」などで  
次世代のまんが文化を育成……………10

四国会企画②

徳島県が誇る全国有数の地鶏  
「阿波尾鶏」の魅力……………12

会計事務所・顧問先向け

MJSソリューションの紹介……………13

エヌエヌ生命からのご案内……………14

ミロクシステムQ&A

『所得税確定申告書』……………15

会計人のリレーエッセイ

四国ミロク会計人会 田中 伸廣……………19

今月の表紙:四国八十八ヶ所霊場の第八十八番札所 大窪寺  
撮影:森内 昭男(四国ミロク会計人会) 場所:香川県さぬき市

日本の未来—  
企業を支える

 ミロク会計人会

<https://www.mirokukai.ne.jp/>

# 改正労働施策総合推進法のポイント解説

改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)が、2022年4月から中小企業も対象となります。これにより、企業はパワハラ防止のために必要な措置を講じなければなりません。では、実施するにあたって、どのような点に注意すべきなのでしょう。同推進法のポイントと併せてご紹介します。

パワーハラスメント(略してパワハラ)に関しては、かねてよりパワハラ防止法の法制化の必要性が指摘されてきましたが、2019年5月に「改正労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が成立しました。この法律は略して「改正労働施策総合推進法」あるいは「パワハラ防止法」と言われていますが、大企業においては20年6月から施行されており、中小企業では22年4月から施行されます。このパワハラ防止法は30条の2において、以下のように規定しています。

## 1 パワハラ防止法の施行



石山 卓磨 氏  
大原大学院大学 学長

1970年に早稲田大学第一法学部卒業、75年に早稲田大学大学院法学研究科博士課程修了(法学博士)。愛知学院大学法学部専任講師・助教授、獨協大学法学部助教授・教授、早稲田大学商学部教授、日本大学法学部教授を経て、2003年に弁護士登録。その後、日本大学法科大学院法学部の教授を務め、18年4月より大原大学院大学教授に就任。20年4月より大原大学院大学会計研究科長、現職、大原大学院大学学長。また、MJS税経システム研究所・商事法研究会の座長も務める。

「第1項…事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」

第2項…事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第3項…厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を

図るために必要な指針を定めるものとする。

…以下略…」

この第3項に従い、20年1月、厚生労働省は、パワハラに関する行政上の基準として「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(以下「指針」と略称)を公表しました。

## 2 パワハラ防止法のあらまし

パワハラ防止法により、事業主は、職場におけるパワハラ防止のため、雇用管理上必要な措置を講じる義務を負います。この措置の具体的内容としては、①パワハラ防止の社内方針の明確化とその周知・啓発、②苦情等に対する相談体制の整備、③被害労働者へのケアや再発防止などがあります。また、事業主は、労働者がパワハラ相談やパワハラ調査で証言したことなどを理由として、解雇などの不利益な取扱いをすることを禁止されます。

厚生労働大臣(以下、「厚生大臣」と略称)においては、事業主に対してパワハラに対する雇用管理上の措置などにつき報告を求めることができ、必

図1 パワハラの種類

類型	該当行為
身体的な攻撃	暴行、傷害（殴打・足蹴り）
精神的な攻撃	脅迫、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言
人間関係からの切り離し	隔離、仲間外し、無視
過大な要求	職務上明らかに 不要・遂行不可能なことの強制
過小な要求	能力・経験とかけ離れた程度の 低い仕事の命令
個の侵害	私的なことへの過度な立ち入り

要なときは、助言・指導・勧告をすることができず、厚労大臣は、事業主がこの勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

### 3 パワハラ の定義

「指針」によれば、パワハラ の定義は、職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であつて、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害される

ものであり、①から③までの要素を全て満たすもの、となります。もつとも、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導についてはパワハラに該当しません。

「職場」とは、事業主が雇用する労働者が業務を遂行する場所を指します。当該労働者が通常就業している場所以外であつても、当該労働者が業務を遂行する場所はこれに該当します。「労働者」には正規雇用労働者のみならず、非正規雇用労働者（パートタイム労働者・契約社員等）を含む事業主が雇用する労働者の全てが含まれます。「優越的な関係を背景とした言動」とは当該事業主の業務を遂行するにあつて、当該言動を受ける労働者が当該言動の行為者とされる者に対して抵抗または拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものをいいます。

### 4 パワハラ の類型

「指針」が示すパワハラ の類型としては、優越的な関係を背景としてなされる以下の行為があります。

- (1) 身体的な攻撃（暴行・傷害）……
- (i) 殴打・足蹴り、(ii) 相手に物を

投げつけること。ただし、誤つてぶつかることは該当しません。

- (2) 精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）……(i) 人格を否定するような言動（相手の性的指向・

性自認に関する侮辱的な言動を含む）、(ii) 業務の執行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返すこと、(iii) 他の労働者の面前において大声で威圧的な叱責を繰り返すこと、(iv) 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛へ送信すること。ただし、(i) 遅刻など社会的ルールを欠く言動が見られ、再三注意しても改善されない労働者に対する一定程度の強い注意や、(ii) 当該企業の業務の内容及性質等に照らして重大な問題行為を行った労働者に対する一定程度の強い注意は、該当しません。

- (3) 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）……(i) 自身の意に沿わない労働者に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させること、(ii) 一人の労働者に対して同僚が集団で無視し、職場で孤立させること。ただし、(i) 新規に採用した労働者を育成するための

短期間集中的な別室での研修等の教育、(ii) 懲戒規定に基づき処分を受けた労働者に対し、通常の業務に復帰させるため、その前に、一時的に別室で必要な研修を受けさせることは、該当しません。

(4) 過大な要求（業務上明らかに必要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）……(i) 長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での、勤務に直接関係のない作業を命ずること、(ii) 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責すること、(iii) 労働者に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせること。ただし、(i) 労働者を育成するために現状より少し高いレベルの業務を任せること、(ii) 業務の繁忙期に、業務上の必要性から、当該業務の担当者に通常時よりも一定程度多い業務の処理を任せることは、該当しません。

- (5) 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じたり仕事を与えないこと）……
- (i) 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせ

# パワハラ CASE STUDY

## CASE3

### 老人介護施設長の職員に対する暴言等がパワハラとされた事案

(福岡地裁令和元年9月10日判決)

社会福祉法人Aが開設する老人ホームの施設長Bが複数の介護職員Cらに対し、「ばか」「泥棒さん」「品がない」「あなたの子どもはかたわになる」「格差結婚」「学歴がないのに雇ってあげてのに感謝しなさい」などと発言。Cらは、他の職員の職務上の見落としについて報告しなかったことをBから強く叱責され、トイレ掃除用のブラシをまずBがなめた上で、なめさせられたりした。Bの発言によるパワハラに関してはCらに各15万円、トイレブラシをなめさせられた被害者には30万円の慰謝料の支払いが命じられた。

## CASE1

### 退職勧奨がパワハラとされた事案

(横浜地裁令和2年3月24日判決)

総合電機メーカーA社のソフトウェア関連の業務を担当していたB課長が、上司のC部長から退職勧奨を受けた事案。BはCとの複数回の個人面談で、相当程度に執拗な退職勧奨を受けた。Cには、他の部署でBを受け入れる可能性は低く、Bが会社に残るためには他の従業員の地位を奪わなければならない、Bの業務水準は劣る、などのBを困惑させ自尊心を傷つける言動があった。この退職勧奨は違法であり、慰謝料20万円が相当と判示された。退職勧奨それ自体は、当然には違法とならないが、本人の意思を不当に抑圧し精神的苦痛を与える場合は、パワハラになることが認定された。

## CASE4

### パワハラによりうつ病になった事案

(大阪高裁平成31年1月31日判決)

パチンコ店の上司Aが部下Bに「ほんまええ加減にしとかんと殺すぞ」「お前をやめさせるためにやっとなんや。店もお前を必要としないんじゃ」と発言。Bの反抗的態度に対する懲罰として、Bを1時間にわたりカウンター横に立たせた等から、Bはうつ病を発症。個人的素因があった精神障害が発病した場合には、慰謝料は減額されるが、本判決では、素因なしとして、300万円の慰謝料の支払いが命じられた。

## CASE2

### 手帳の記載が信用された事案

(宇都宮地裁令和2年2月19日判決)

住宅建築請負会社A社に入社し、その後、親会社B社に移ったCが、A・B両社の代表取締役Dから、1年8カ月にわたり、「役立たず」「死んだほうがよい」「辞めてしまえ」などと言われてうつ病になった事案。CはDから受けた暴言を毎日手帳に書き留めており、その具体性・迫真性・筆記用具が多種類にわたっていることなどから、裁判所はCの主張を信用した。Dの言動はパワハラにあたり、Dは不法行為責任を負うとともに、代表取締役の行為としてA・B両社も連帯して慰謝料100万円の支払責任を課された。

ること、(ii) 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えないこと。ただし、労働者の能力に応じて、一定程度業務内容や業務量を軽減することは、該当しません。

(6) 個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)……(i) 労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること、(ii) 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること。ただし、(i) 労働者への配慮を目的として、労働者の家族の状況等についてヒアリングを行うこと、(ii) 労働者の了解を得て、当該労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、必要な範囲で人事労務部門の担当者に伝達し、配慮を促すことは、該当しません。

## 5 事業主が雇用管理上講ずべき措置

この種の措置としては、まず(1) 事業主の方針などの明確化およびその周知・啓発を行うことがあります。これには、(i) 就業規則その他の服務規律を定めた文書において、社内報・パンフレット・社内ホームページ・広

図3 事業主に望まれる取り組み

パワハラ・セクハラ・マタハラ・育ハラなどの相談窓口の一体化
コミュニケーションの活性化・円滑化のための研修などの取り組み
適正な業務目標の設定などの職場環境の改善
顧客などからの著しい迷惑行為に対する取り組み

図2 事業主が講ずべき措置

事業主の方針等の明確化、その周知・啓発
相談(含、苦情)に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備
職場における事後の迅速・適切な対応
再発防止措置

報・啓発資料において、職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針を規定し、職場におけるパワハラの内容その発生原因・背景を労働者に周知・啓発し、そのための研修・講習などを行うことがあります。次に(2)相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行うことがあります。これには、(i)相談窓口を設置し労働者に周知すること、(ii)担当者が相談に対して、内容・状況に応じて適切に対応できるようにすることなどがあります。その他、(3)職場において迅速・適切に対応すること、(4)再発防止に向けての措置をとることなどがあります。

### 6 顧問先へのアドバイス

顧問先へは、パワハラの前抑止策として、まず「指針」が示す以下の事項を伝えてください。それは、(1)パワハラ・セクハラ・マタハラ・育ハラなどの各種ハラスメントの相談窓口を一本化して相談に応じること、(2)職場における労働者同士のコミュニケーションの活性化・円滑化を図ること、(3)適正な業務目標の設定・適正な業務体制の整備・過剰な長時間労働の是正などを通じて、労働者に過度に肉体的・精神的負荷を強いる職場環境や組織風土の改善を図ることです。なお、パワハラを行う上司のタイプとしては、實際上、①瞬間湯沸かし器タイプ、②鬼コーチャタイプ、③唯我独尊タイプ(オレが一番で、他人の言うことを聞かないタイプ)、④好き嫌いが激しいタイプ、⑤ストレスのはけ口タイプ(夫婦げんかのイライラなどをぶつけるタイプ)、⑥会社ぐるみタイプ(特定の従業員を会社全体でいじめようとするタイプ)などがあるとされています(注1)。顧問先へは、これらのタイプの人には注意するように伝えてください。

### 7 職場で起きる各種のハラスメント

職場ではパワハラ以外にも、各種のハラスメントが横行する恐れがあります。事業主は幅広く認識を深めておかなければなりません。以下、いくつかのハラスメントについて付言します。

①セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)……これは男女雇用機会均等法で規制されており、性的嫌がらせ・性的脅かしをいいます。保護の対象は女性のみならず男性も含まれます。事業主には防止のため各種の配慮義務・措置義務が課されており、LGBT(性的マイノリティの総称)への揶揄・嘲笑・侮辱行為も措置義務の対象となります。

②モラル・ハラスメント(モラハラ)……これは言葉や態度によって相手の心を傷つける精神的暴力を指し、パワハラに類似しています。

③マタニティ(パタニティ)ハラスメント(マタハラ・パタハラ)……これは妊娠・出産・育児に関するハラスメントで、女性のみならず、男性も保護の対象となります。

④ジェンダー・ハラスメント……これは、固定的な男女の役割意識のもとに行われる女性・男性差別のハラスメントで、パワハラ・セクハラに発展する可能性があります。

事業主の皆さん、十分に気をつけてください。

本誌アンケートに答えた方に毎月抽選で

**2,000円分をプレゼント!**

QUOカード



QRコードからアクセスし、ぜひお答えください!

(注1)井口 博「パワハラ問題—アウトの基準から対策まで—」(新潮新書、2020年)131頁以降参照。



## 女性のきめ細かさを活かしながら 創業支援を軸にした事務所経営を実践

愛媛県松山市を拠点として、創業支援とその開業後のサポートを中心にしたサービスを展開している中岡淳子税理士事務所。早速、所長の中岡 淳子先生に国税勤務時代のお話や現在に至るまでの経緯、そして創業支援の取り組みなどについて伺いました。

—— 中岡先生は事務所を開業される前まで、香川県の高松国税局に勤務されていたそうですね。2013年に愛媛県松山市で会計事務所を開業するにあたって、不安などはありませんでしたか。

中岡 淳子所長（以下、敬称略） 私は愛媛県西条市の出身で、松山市にはほとんど縁がなかったので、顧問先を獲得できるかどうかという不安はありました。ただ、国税勤務時代に培ってきた知見、中でも税金に関する知識や調査時の対応といったノウハウが、事業者にとって有用だという確信はありま

個人的なホームページが  
顧問先の増加を後押しし

—— なぜ愛媛県松山市に事務所を設けたのでしょうか。

中岡 実家にある程度近くて、市場性があることに着目し、松山市に事務所を設けることにしました。現在の事務所は自宅兼事務所になっており、今春、新築したところです。新事務所の建築にあたっては、自宅との線引きをハッキリさせること、そして開放的な雰囲気にするのにこだわりました。また、職員が明るい気持ちで仕事に打ち込めるように、広々とした窓際にデスクを配置するなど、レイアウトにも気を配りました。

—— 事務所経営が軌道に乗ったきっかけなどがあれば教えてください。

—— 事務所経営が軌道に乗ったきっかけなどがあれば教えてください。

### 事務所 訪問

#### 中岡淳子税理士事務所

所在地 愛媛県松山市和泉南3-3-2  
TEL 089-906-1341  
設立 2013年  
職員数 2名  
<https://nakaoka-tax.net>



大きな窓を活かしたレイアウトのオフィス

中岡 事務所を開業してしばらくしてから立ち上げたホームページの影響が大きかったですね。これが思いのほか好評で、次々と相談や問い合わせが舞い込むようになったのです。

——ホームページの名称は「松山会社設立サポートカフェ」となっていますね。

中岡 私自身が創業間もない状態だったので、創業支援を軸に据え、事業者の皆さんと共に成長していきたいと考えました。ちなみに、サポートカフェと名付けたのは和気あいあいとした雰囲気のもと、気軽にいろんなことを相談してもらえような事務所にしたと思います。

——その他、ホームページを作成するにあたって、どのようなことを意識されましたか。



事務所の特色と親しみやすさを表現したホームページです

中岡 とにかく顧客目線に立って、見やすく、分かりやすいホームページになるように努めました。例えば、士業のホームページの中には業務に係る費用が明示されていないケースもありますが、それだと創業を目指している人たちにとって敷居が高くなってしまいうことがありません。そこで、当事務所のホームページでは業務に係る費用を詳細に掲載し、気軽に問い合わせただけするようにしました。また、少々気恥ずかしい気持ちもありましたが、私の写真をトップ画面に掲載することで、安心感を打ち出すようにしました。そういう工夫が功を奏したのか、今では問い合わせの9割方がホームページ経由になっています。

### 相談者や顧問先を惹きつける 分かりやすさと親しみやすさ

——相談者の年齢層などはどうなっているのでしょうか。

中岡 年代的には40歳前後の方が多く、大半が男性です。経理部門を担っているのが経営者の奥さんや女性社員などのケースが多く、女性税理士のほうが相談しやすいといった声も頂戴しています。

——顧問先の業種についてはいかがでしょうか。

中岡 建設や製造、小売、IT、福祉など多岐にわたっていますが、いずれにしてももとと所属していた会社から独立するにあたって相談に求められるというパターンが多いですね。

——創業支援に関しては、どのような質問が多いのですか。

中岡 多いのは資金面に関する相談で、特に融資に関するものがほとんどです。当事務所としてはそういった相談に対しては、事業計画を立てるところから経営者と一緒に考えて、日本政策金融公庫への申請まで丁寧に一貫してサポートするようにしています。そうやって支援した事業者とは、その後も顧問契約などでお付き合いが続くケースがほとんどです。しかも、当事務所の顧問先の多くは事業を見事に軌道に乗せ、順調に成長しているのはうれしい限りです。

——それは素晴らしいですね。顧問先支援にあたって、こだわっていることはありますか。

中岡 人間関係を構築し、ざっくりばらんにお話を伺うこと、そして専門用語をできるだけ使わないようにすることなどを心掛けています。とりわけ後者には早い段階から気をつけてきました。例えば「徴収」や「納付」といった言葉ですら、これから創業しようという

事業者、あるいは創業して間もない事業者にとっては身近ではないケースがあるので、「徴収」であれば「支払う」といった具合にかみ砕いてお話しするようにしています。

——職員採用や職員教育については、どのようなことを大切にしていますか。

中岡 現在、当事務所には2名の女性職員が在籍しているのですが、これからも女性を中心とした事務所経営を継続していきたいと考えています。

——どのような理由からでしょうか。

中岡 当事務所は来所型の業務スタイルなので、できるだけ親しみやすい雰囲気にするので、前向きに連絡をしたり、足を運んでいただけたりするようになければなりません。そう考えた時に、女性職員の柔軟な対応のほう就是我的イメージにピッタリとはまったのです。

一方で、相談に対する回答は、全て私自身が手掛けるようにしています。創業支援や創業期の経営に関しては基礎的な相談が多いのですが、やはり税理士がしっかりと検証し、回答することが重要ですし、それが顧問先の安心感につながると思うのです。実際、そうすることによって、顧問先や相談者の皆さんに安心を提供することができていると思います。



創業支援やマッチングなどさまざまな角度から顧問先をサポートする中岡 淳子先生

### ポストコロナ社会を見据えて 感度を高くし顧問先支援を展開

—— 昨年来のコロナ禍の影響はいかがでしょうか。

中岡 飲食店はもちろん、訪問介護などの業態においても来所数が減少して売上が落ち込んでいます。コロナ禍はほぼ全ての業界に、何かしらのダメージを与えていると思うので、今後も気を引き締めて動向を見守っていきたいと思います。

—— 創業したての事業者にとっても苦しい時期と言えそうですね。

中岡 まさにその通りです。特に創業1年目は前年の売上がないため、どれだけ売上が小さくても新型コロナウイルス

ルス関連の行政支援を受けられないケースがあります。そのため、資金繰りがやや厳しい事業者に関しては、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付などを活用してもらおうにしていますが、この状況が長引くと一部の事業者については廃業を検討せざるを得なくなるかもしれません。一刻も早くコロナ禍が収束することが望まれます。

—— 場合によってはビジネスモデルの転換なども視野に入れる必要があるかもしれませんね。

中岡 確かに、ポストコロナ社会ではニューノーマル（新常态）を意識したビジネスが求められるでしょうから、事業内容によっては方向転換を検討す

る必要がありそうですね。であればこそ、私たち税理士もよりアンテナを高くし、他土業や同業の方々との情報交換、専門誌や書籍などを介した情報収集に注力し、顧問先の皆さんに経営のヒントを提供していかなければならないと思っています。

—— コロナ禍にあつて、そのほかに力を入れていることはありますか。

中岡 補助金などの申請のサポートはもちろん、最近では顧問先同士のマッチングにも力を注いでいます。例えば、顧問先から「ECサイトを立ち上げたので、信頼できる事業者を紹介してもらえないか」といった相談を受けたら、顧問先の中で実績が豊富なIT企

業を紹介するといった形です。最初のうちは私自身が人からの紹介をあまり断れない性格だということもあってこういった取り組みには消極的だったのですが、次第に「創業して間もない経営者にとっては必要なことだ」と感じようになり、今では相談があつたらできるだけスピーディーにおつなぎするようにしています。コロナ禍にあつてますます他の事業者とのつながりが希薄になっていく中で、こうしたマッチングのサポートで少しでも顧問先の皆さんのお役に立てばうれしいと思います。

—— 本日はありがとうございました。ますますのご発展をお祈りいたします。

### History & Story

## 税理士までの歩み

もともと国税局に勤務していたという中岡先生。聞けば、女性の税務職採用が始まった年に同職に応募し、入局したとのこと。「サラリーマン家庭で育ったので、国税局や税務署のことはイメージできていませんでしたが、男勝りなところがあつて、女性採用の一期生というところに惹かれて応募してみたのです」と。以来、先生は高松国税局管内の税務署及び高松国税局で主に法人担当として源泉所得税を担当。源泉所得税の徴収には会社の協力が不可欠とあって、啓発活動の一環として、たびたび多くの皆さんの前で講話を担当されました。「最初の頃は緊張しましたが、場数を踏むにつれて、余裕を持ってお話ができるようになっていきました。当時培ったコミュニケーション能力や伝達能力は今も創業支援などの現場で活かされているように思います」と振り返ります。そして、「企業が抱える問題により直接関与したい」という思いから国税局を退官し、2013年に愛媛県松山市で税理士事務所を開業しました。

会計事務所 各位

令和3年9月吉日

ミロク会計人会連合会 会長 金子 秀夫  
九州ミロク会計人会 会長 大久保昌逸  
大会実行委員会 委員長 宮本 律夫

## 第45回全国統一研修会 熊本大会開催一部変更 (オンライン開催)のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本年11月18日木曜日に熊本において開催する予定の「第45回全国統一研修会 熊本大会」は、ご承知の通り新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い開催について検討を重ねてまいりましたが、オンラインにて開催することに決定いたしました。

当会が年に一度行う全国統一研修会は、皆様にお会いできるのを楽しみにしておりましたが残念でなりません。本来であれば、昨年11月5日に開催する予定でしたが、感染拡大の状況を鑑み1年後に順延して皆様に安心安全にお越しいただくための対策を講じた開催に向けて進めて参りましたが、協賛会社である株式会社ミロク情報サービスとも協議した結果、新型コロナウイルス感染のさらなる拡大で集合体による開催は困難な状況であることからオンラインによる開催を決定した次第でございます。

熊本での開催を楽しみにされていた皆様におかれましては、誠に申し訳ございませんが、未曾有のことでもあり、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、オンライン開催の詳細は、同封の「第45回全国統一研修会 熊本大会のチラシ」をご覧ください。

敬具

【お問合せ先】  
株式会社ミロク情報サービス  
営業本部 ミロク会計人会事務局  
TEL 03-5326-0304

## 30回を迎えた「まんが甲子園」などで 次世代のまんが文化を育成

数多くの漫画家を輩出してきた高知県では「まんが王国・土佐」というキャッチコピーを掲げ、「まんが甲子園」という高校生を対象とするイベントを開催するなどして漫画家の卵たちを支援してきました。今年、2年ぶりの「まんが甲子園」が8月6日・7日に開催されました。また、世界中から「1枚まんが」「ストーリーまんが」を募集し、ナンバーワンを決める「世界まんがセンバツ」を開催し、グローバルなまんが文化の振興にも努めています。こうした取り組みの背景や成果について、まんが王国・土佐推進協議会（高知県文化生活スポーツ部まんが王国土佐推進課）にお話しいただきました。

多くのまんが家が輩出してきた  
「まんが王国・土佐」

高知県は『フクちゃん』の横山隆一氏をはじめ、『アンパンマン』でおなじみのやなせたかし氏、岩本久則氏、はらたいら氏、青柳裕介氏、くさかり樹氏、黒鉄ヒロシ氏、西原理恵子氏など、多くの著名な漫画家を輩出しています。そこで、高知県では「まんが」を貴重な文化資源と位置付け、まんが関連施設の開設、まんがフェスティバルなどのイベントを通して「まんが王国・土佐」を築き上げてきました。そして、まんが文化のさらなる発展のために1992年に設立されたのが「まんが王国・土佐推進協議会」です。同協議会は官民が協力し、県を挙げてまんが文化を推進し「まんが王国・土佐」のブランディングを通して、まんが、アニメ、フィギュア、キャラクター、映像、音楽などのコンテンツを活かし、文化の振興、地域の活性化や経済発展につなげていくことを目的としています。

今夏の「まんが甲子園」には  
国内外から178校が参加

「まんが王国・土佐」の数あるイベントの中でも最も注目度が高いのが「ま

んが甲子園」（正式名称…全国高等学校漫画選手権大会）です。92年にスタートし、今では国内外の高校生を対象にしたまんがコンテストです。参加生徒は「高校ペン児」と呼ばれ、出題されたテーマに沿ったまんがをチームで制限時間内に1枚の紙に描き上げます。その後、厳しい予選審査を経て40校が本戦に出場し、第1次競技、敗者復活戦、決勝戦ごとに出題されるテーマに沿ったまんがを描き、プロの漫画家による審査を経て、日本一の作品を選出します。例年、本戦から決勝戦は8月上旬に高知市内で開催されるのですが、昨年の第29回大会は全国的なコロナ禍の影響により中止になりました。今年第30回「まんが甲子園」は初めてのオンライン形式での開催となり、国内外から178校（39都道府県の169校および海外9校）がエントリーしました。予選のテーマは「リバウンド」または「在宅○○」で、参加178校から予選通過40校が選ばれましたが、そのうち海外校の予選通過は韓国、シンガポール、台湾の3校でした。そして、8月6日には本戦の第1次競技が行われ、決勝戦に進む20校が選出されました。

本戦大会の第1次競技、決勝戦のテーマは前もって知らされず、当日、第

1次競技のテーマが「アナザーオリピック」、決勝戦のテーマが「30度目の正直」であることが知らされました。「まんが甲子園」の最大の特徴は作品が「1枚まんが」であることです。「自分たちの力を1枚の紙にぶつけるのはリアルでもオンラインでも同じ」とペン児らは元気よく時間内に作品を仕上げていました。その様子はオンラインで生配信され、その後の審査も東京・高知の審査員によってオンラインで行われ、決勝上位3校と各賞が決定しました。

近年では出版社によるスカウト制度が導入されるなど、新人漫画家の発掘にもさらに力が入っています。「まんが甲子園」はいまやプロ漫画家デビューへの新たな登竜門になっているのです。

「まんが」は世界の共通語！  
第4回「世界まんがセンバツ」を開催

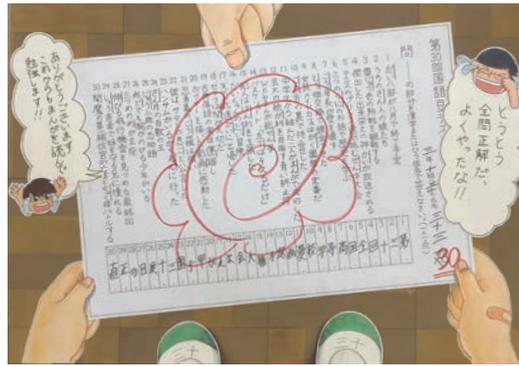
「まんが甲子園」に加えて「まんが文化を世界に発信！」ということで、県ではグローバルなまんがコンテスト「世界まんがセンバツ」を創設し、現在、第4回コンテストの参加作品を募集しています。1枚まんが高校生部門（テーマは「我慢」）、1枚まんがフリー部門（テーマは「約束」）、ストーリーまんがフリー部門（テーマは自由で8〜



宇都宮市文星女子高校  
テーマ:「30度目の正直」



高知商業高等学校  
テーマ:「30度目の正直」



富山第一高等学校  
テーマ:「30度目の正直」



高知県市町村振興協会賞

栃木県立宇都宮中央女子高等学校  
テーマ:「30度目の正直」

まんが文化を土佐から発信!

INFORMATION

●まんが王国・土佐ポータルサイト  
<https://mangaoukoku-tosa.jp>  
サイト内データベースでまんが甲子園、世界まんがセンバツの歴史作品を閲覧できる。

●高知まんがBASE  
[kochi-mangabase.jp](http://kochi-mangabase.jp)  
高知市丸ノ内1-1-10 高知県立図書館 高知公園内(火・木休館)  
Tel.088-855-5390

●横山隆一記念まんが館  
[mangan@kfca.jp](mailto:mangan@kfca.jp)  
高知市九反田2-1  
高知市文化プラザかるぼーと内(9:00~18:00、月曜休館)  
Tel.088-883-5029

●まんが王国・土佐推進協議会  
事務局:高知県文化生活スポーツ部  
まんが王国土佐推進課  
高知市丸ノ内1-2-20(本庁舎5階)  
Tel.088-823-9711

第3回世界まんがセンバツから  
テーマは「距離」



予選通過作品

ペンネーム:HHJ(台湾)  
タイトル:「距離 3C(デジタルデバイス)  
製品が人との距離を遠くする」



高校生部門最優秀賞

ペンネーム:なたてここ(日本)  
タイトル:「夏の距離感」



三谷組HD賞

青森県立黒石高等学校  
テーマ:「30度目の正直」

32枚のまんが)の3部門で、予選審査は2022年2月上旬、決勝審査・結果発表は3月5日に行われます。ちなみに、第3回「世界まんがセンバツ」の決勝審査の様子は、今年3月6日にオンラインでライブ配信されました。

こうした大会の他に、県民、市民にもっとまんが文化に親しんでもらおうと、「まんが王国・土佐」の情報発信拠点として、20年4月に「高知まんがBASE」をオープンしました。「まんが王国・土佐」の歴史や活動を展示紹介する他、「まんが甲子園」の歴代入賞作品の展示、まんが塾や作画体験教室などのイベントも行っています。また、高知市内には「横山隆一記念まんが館」、香美市香北町には「香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム」があり、どちらもまんが文化発展の拠点としてフル活動しています。

こうしたさまざまな催しやサイト、施設に加えて「まんが王国・土佐」を支えていただいているのが全国のまんがファン、漫画家の先生方、そして県民の皆さんの「まんが王国住民」としてのプライドと温かい応援であることは間違いありません。まずは「まんが王国・土佐」にオンライン訪問されてみてはいかがでしょうか。

# 徳島県が誇る全国有数の地鶏 「阿波尾鶏」の魅力

徳島県の夏の一大イベントである「阿波おどり」にちなんで命名された「阿波尾鶏」。1990年の発売から30年余、いまや出荷数、シェアともに日本三大地鶏(名古屋コーチン、比内地鶏、薩摩地鶏)を抑えて全国1位になっています。県の特産品として徳島県立農林水産総合技術支援センター畜産研究課によって開発された「阿波尾鶏」。その開発の経緯やブランディングに関する取り組み、そして阿波尾鶏の魅力について、同課養鶏担当の富久 章子上席研究員にご紹介いただきました。

## 付加価値を求め誕生

広々とした鶏舎でゆつくりと時間をかけて飼育される「阿波尾鶏」。その肉質は脂肪が少なく、アスパラギン酸、グルタミン酸を多く含有するため旨味とコクがあり、適度な歯ごたえもあります。この「阿波尾鶏」の開発は徳島県立農林水産総合技術支援センター畜産研究課によって1978年から始まりました。もともと徳島県では古くから養鶏が行われており、明治時代には

既に大消費都市・大阪への食鶏供給地になっていました。また、ブロイラーの生産も盛んで、60年代には全国出荷数の4・9%を占めるまでになっていました。

ところが、70年代になるとブラジル産鶏肉が大量に輸入され始め、国内の養鶏産業は大打撃を受けることに。その対策として生産性を高めるために農場の大規模化などが進められたのですが、徳島県は平地が少なく、中山間地域の小規模生産者がブロイラー産業を担っていたため大規模営農が難しく、付加価値を高める必要がありました。そこで「少量・高品質」をセールのポイントにした地鶏の開発が進められることになったのです。こうして畜産研究課では徳島県の山間部で昔から継承されてきた軍鶏(シャモ)に注目し、改良固定した「赤笹系軍鶏」の雄と肉用鶏種の「ホワイトプリマスロック」を交配させ、開発とマーケット調査などに10年以上をかけて「阿波尾鶏」を生み出したのです。

## 継続的な取り組みでブランド確立

「阿波尾鶏」の正式販売が開始されたのは90年で、その前年には「阿波尾鶏ブランド確立対策協議会」(以下、協議会)が発足しました。これは徳島県

(畜産振興課、畜産研究課)、ふ化業者、食鳥処理業者、食肉加工者によって構成された団体で、阿波尾鶏生産および出荷体制の整備と消費拡大対策PR、ブランド確立に一貫して取り組んでいます。そのブランディングの最初の一歩がネーミングでした。「阿波尾鶏」というユニークでインパクトのある名前は、徳島県が全国に知名度を誇る「阿波おどり」に由来しています。

その後も協議会ではブランディングに力を入れ続け、販売開始10年目の2001年には「地鶏肉特定JAS(日本農林規格)第1号」として認定されています。このJAS認定によって安心・安全が保証されるとともに、「偽モノ・偽装表示」からブランドを守る事ができるようになったのです。さらに、協議会では県内外と国外の395店舗(21年4月現在)を指定店として認定し、ブランド維持と販売促進、情報発信などに取り組んでいるところですが、なお、その一方で畜産研究課では阿波尾鶏の原種各種の系統維持、種卵の遠隔地保存、凍結精液の保存などで遺伝資源の保全に努めています。

「阿波尾鶏」はまさにこうした関係者全員の熱意と努力の賜物と言えます。ぜひご賞味いただければと思います。



シンプルに旨味を堪能できる「阿波尾鶏のしゃぶしゃぶ」



「手羽先唐揚げ」には徳島特産のすだちを添えて。火を通して柔らかくジューシーなので、家庭でも調理しやすいと評判



旨味と歯ごたえのバランスが良いと評判。写真は「ささみロールこんがり照り焼き」



(右)在来種の軍鶏の雄 (左)軍鶏の雄と肉用種鶏のホワイトプリマスロックを交配して開発された「阿波尾鶏」

### ●地鶏とは

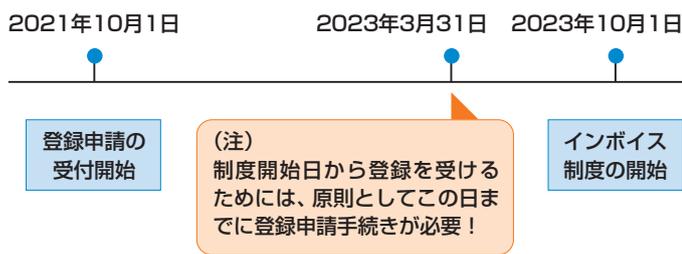
地鶏肉の日本農林規格(JAS規格)では、日本の在来種(明治時代までに国内で成立または導入された品種)の血を50%以上継いでおり、「75日以上の飼育期間」「28日齢以降の平飼いかつ1㎡当たり10羽以下の飼育密度」という飼育条件をクリアしたものを地鶏と呼ぶ。全国に60種以上が存在している。

# MJSソリューションの紹介

MJSは多彩な製品・サービスを提供しています。本コーナーでは、その中でも会計事務所の先生方にぜひ知っていただきたいソリューションを厳選してご紹介します。

## 【今月のソリューション】「MJSのインボイス制度への対応」

図1 登録申請のスケジュール



### インボイス発行事業者の登録申請が受付開始

2023年10月1日から、「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が導入されます。消費税額は仕入税額控除により決まりますが、「請求書等保存方式」や現行の「区分記載請求書等保存方式」では、免税事業者に益税が発生することが問題となっておりました。そこで、売り手側が買い手側に対して、適用税率や消費税を正確に伝える

ためのツール「適格請求書」(インボイス)を導入することで、この問題の解決を図ります。

インボイスの発行事業者になるには登録申請が必要であり、今年10月1日から受付が始まります。申請は郵送等の他、e-TAXからもできますし、個人事業主の方であればスマートフォンからも行えます。インボイス制度が開始となる23年10月1日から登録を受けるためには、原則として同年3月31日までに登録申請をする必要があります(図1)。

### 電子インボイスへの対応準備

インボイス制度の課題としては、制度の導入後も帳簿の保存や請求書などの保存方法、また、インボイスを交付する側でも紙の交付か電子インボイスか検討が必要で、売り手側、買い手側ともに負担が軽減しないことです。そこで、「電子インボイス」

図2 インボイスの電磁的記録による提供方法の具体的な説明

電磁的記録による提供方法としては、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供のほか、例えば、次の方法があります(インボイス通達3-2)。

- 1 EDI取引(注)における電子データの提供
- 2 電子メールによる電子データの提供
- 3 インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供

(注) EDI(Electronic Data Interchange)取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を介してコンピュータ間で交換する取引等をいいます

出典:国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」問28

による業務効率化の推進が検討されています。

電子インボイスとは、2018年に改正された新消費税法において、一定の条件を満たす「電磁的記録」もインボイスに認められました。この電磁的記録のことが電子インボイスと言われています。国税庁の資料によると、電子インボイスの提供方法には図2に記載のものがあります。

このデジタルデータを齟齬なく相互授受できるようにするためには、統一規格に従ったデータを用いる必要があります。2022年秋には日本国内の統

図3 電子インボイス推進協議会のホームページ



一規格ができ、各企業が電子インボイスに対応したソフトウェアを使用できるようになる見通しです。現在、MJSも設立メンバーとなっている「電子インボイス推進協議会(EIPA)」(図3)において、EUで始まった統一規格「Peppol(ペポル)」に、日本の法令・商習慣などを踏まえた改修を検討している最中です。

皆様の商習慣に大きな影響をもたらすと考えられるインボイス制度の導入に向けて、MJSは各業界・各社と連携を図りながら、より良いシステムの開発を推進しています。

# エヌエヌ生命からのご案内

経営者の生活と会社を守る、働けなくなったときの保障!

## 就業不能保障保険 / 無解約返戻金型就業不能保障保険

- Point 1** 所定の就業不能状態となったとき、毎月、就業不能給付金をお支払いします。  
**9疾病などによる就業不能状態となったときは、特定就業不能給付金もお支払いします。**  
 5疾病による入院や所定の手術の際には、5疾病入院・特定手術給付金(一時金)をお支払いします。
 ダブル給付!  
日帰り入院も対象!
- Point 2** 給付金額について、ニーズにあわせて定額プランと前期抑制プランをお選びいただけます。  
 また、解約返戻金の有無もお選びいただけます。
- Point 3** 特則を適用することで**精神疾患による就業不能状態**にそなえることもできます。  
 ※特則を適用しない場合、精神疾患を直接の原因とする就業不能状態はお支払いの対象となりません。

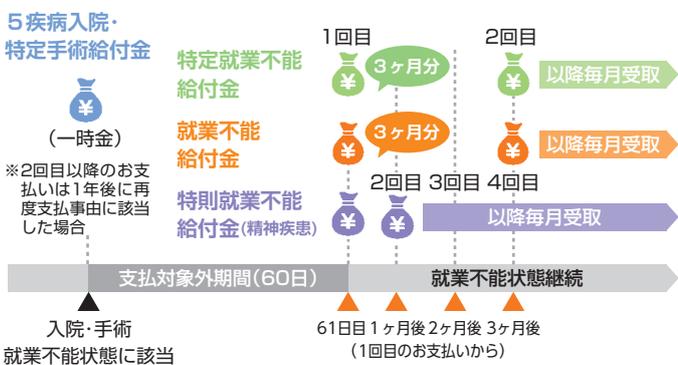
### ●商品のしくみ(イメージ図)

5疾病入院・特定手術給付金(一時金)	所定の5疾病による入院または特定の手術を受けたとき
特定就業不能給付金(月額)	所定の9疾病などにより支払対象外期間をこえて所定の就業不能状態が継続したとき
就業不能給付金(月額)	傷害または疾病により支払対象外期間をこえて所定の就業不能状態が継続したとき



\* 特定就業不能給付金および5疾病入院・特定手術給付金の悪性新生物の保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて91日目から開始します。また、「上皮内新生物」は除きます。

### ●各給付金のお受取りのタイミング(イメージ)



### ●ご契約例

50歳・男性 IV型 保険料払込方法:月払(口座振替) 保険期間/保険料払込期間:70歳満了 1就業不能状態の給付金の支払限度:36回 変更指定回:15回

定額プラン				前期抑制プラン			
基準給付金月額*:100万円 給付割合:100%				基準給付金月額*:50万円 給付割合:200%			
解約返戻金あり		解約返戻金なし		解約返戻金あり		解約返戻金なし	
特則適用あり	特則適用なし	特則適用あり	特則適用なし	特則適用あり	特則適用なし	特則適用あり	特則適用なし
104,651円 (27.87%)	91,061円 (28.55%)	94,289円 (0.00%)	81,880円 (0.00%)	73,408円 (26.23%)	66,613円 (26.53%)	66,702円 (0.00%)	60,498円 (0.00%)

\* 特定就業不能基準給付金月額、5疾病入院・特定手術給付金額、特則基準給付金月額は同額となります。※( )内の数値は、最高解約返戻率を示しています。

・このご案内は、ご提案する商品の概要を説明しております。商品・規程などは資料作成日現在のものです。ご検討・お申込みに際しては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。また、「法人向け保険商品の ご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

・この資料に記載されている法令や制度などは資料作成日現在のものです。将来的には内容が変更となる場合がありますのでご注意ください。

・税務の取扱いについては、資料作成日現在施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますので、ご注意ください。具体的な経理処理を行う場合は、税理士などの専門家、または所轄税務署にご相談ください。

・この資料は信頼できる情報源から得た情報およびデータに基づき構成されていますが、内容の正確性・完全性について、これを表明あるいは保証するものではありません。



## 「旅に出る前に」

四国ミロク会計人会

徳島県鳴門市 田中 伸廣



マカオの「聖パウロ天主堂跡」です。1582～1602年にイエズス会士によって建築された天主堂は当時アジア最大のカトリック教会であり、イエズス会の東アジアの拠点。1835年火事によって焼失しました。

2020年、新型コロナウイルス緊急事態宣言下のゴールデンウィーク中に、潜伏キリシタンを訪ねる旅に出る前に、大学時代に課題図書として読まされた遠藤周作の『沈黙』を、再度読んでおこうと思った。

50年を経て読み返してみると、好奇心の置き所が変わったのか、その関連図書を読み重ねた。学生時代とまるで違った感覚で16～17世紀の日本のキリスト教弾圧の歴史を俯瞰することができた。

ポルトガル、スペインとの交易には「イエズス会」がセットであったが、信長は、キリスト教を数ある宗派の一つ程度に認識しており、武器弾薬、唐木綿等々の交易に魅力を感じていた。日本からの輸出品は主に銀。奴隷としての日本人男女、戦国武士の傭兵等も含まれていた。

キリスト教対応への転換点の一つは、1596年、土佐の浦戸に漂着した「サンフェリーペ号事件」。その舵手に、スペインがペルーやメキシコをどうやって手に入れただか聞くと「まず修道士たちが入り、宗教を説き、そして軍隊が彼らに続いて入り、それらの王国を服従させた」と証言した。スペインが日本も同様に植民地化する構想があったことは明らかである。

キリシタン大名とイエズス会の伝道活動の過程において、九州では神社仏閣が焼き討ちされ、仏僧をはじめ多くの犠牲者を出している。

さらに「天草島原の乱」に至っては、キリスト教への弾圧が一層激しくなり、信者たちは、「踏み絵」を踏まず殉教の道を選ぶか、「転ぶ」か、それとも潜伏の道を選ぶのか。250年に及ぶ潜伏信仰に思いをはせる。

1年間で「潜伏キリシタン」関連の本を10冊以上読んだが、これから読みたい関連図書がまだ手元に積み上がっている。

新型コロナウイルスが落ち着けば、四国の東端から愛車を駆って、趣味のカメラを抱えて、天草、島原、長崎、平戸、五島をめぐる旅に出ることを楽しみにしている。

### 表紙の写真



「四国八十八ヶ所霊場の第八十八番札所 大窪寺」(香川県さぬき市)

おおくぼじ大窪寺は、香川県さぬき市多和兼割にある寺院。四国八十八ヶ所霊場の第八十八番札所であり、納経印は「結願所」となっている。本寺では結願証明書(賞状)を有料で書いてもらうことができる。現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を各種徹底しているが、写真はコロナの前に撮影したもので、多くの参拝者が来場している。(森内 昭男)

### MJSより

製品解説から経理体操までYouTubeで動画を配信中!



MJS YouTube 公式チャンネル

## 税理士事務所 CHANNEL

発行 株式会社ミロク情報サービス  
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1  
TEL. 03-5361-6309  
(経営企画・広報IRグループ)

発行人 是枝周樹

編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会  
ミロク会計人会事務局、  
経営企画・広報IRグループ

監修 ミロク会計人会連合会広報委員会

配信制作 東方通信社

印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

ホームページにて本誌データを公開しています! こちらもご覧ください

ミロク会計人会

検索

<https://www.mirokukai.ne.jp/channel/index.html>

FORTINET®

2022年1月電子帳簿保存法の改正に向けた  
準備できていますか？



電子データに移行することにより  
サイバー攻撃の被害に遭うリスクが高まります。

事務所の重要なデータを**危険**にさらしていませんか？

不正アクセス

ランサムウェア

なりすましメール



FortiGateで

サイバー攻撃から**重要データ**を守りましょう



**NVC** NETWORK VALUE COMPONENTS

一歩先の「ニーズ」を満たすネットワーク構築で  
私たちは未来をカタチにします。

本書に記載されている会社名、製品名・サービス名は各社の登録商標または商標です。

株式会社ネットワークバリューコンポネンツ

TEL: 03-5714-2050 FAX: 03-5714-2051

<http://www.nvc.co.jp/> Mail: [sales@nvc.co.jp](mailto:sales@nvc.co.jp)

Fortinet社認定サービスパートナー